

## 中小企業振興について

### 1 中小企業振興の考え方

本市の中小企業・小規模企業の振興に当たっては、平成26年12月に制定された「北九州市中小企業振興条例」や平成25年3月に策定した「北九州市新成長戦略」に基づき、総合的で効果的な支援策を実施する。

### 2 北九州市が実施する主な中小企業振興策（詳細別紙参照）

#### （1）経営に関する相談対応

- ①窓口相談、専門家派遣、情報提供
- ②巡回相談

#### （2）円滑な資金調達の支援

#### （3）研究開発・技術開発の支援

#### （4）受注拡大・販路開拓の支援

- ①トライアル発注制度の実施
- ②大規模展示会への出展支援
- ③北九州オンリーワン企業の認定・支援
- ④中小企業のビジネスマッチング支援

#### （5）創業支援

- ①セミナー、窓口相談、開業支援資金融資、専門家派遣
- ②インキュベーション施設の運営
- ③ベンチャースクールの開催

#### （6）商店街の振興

- ①活性化計画づくりの支援
- ②イベント等の賑わいづくり支援
- ③商店街プレミアム付商品券の発行支援
- ④商店街空き店舗活用支援
- ⑤中小企業団体共同施設等設置補助

#### （7）人材育成、人材確保

- ①経営管理、事業承継、技術者養成等のセミナー・講習会の実施
- ②中小企業大学校直方校の受講料補助
- ③就職求人情報の発信、企業と求職者とのマッチング、雇用に関する助成

#### （8）中小企業の受注機会の増大

- ①公共工事等における地元企業への優先発注
- ②指定管理者選定における地元優遇

### 3 中小企業振興条例の周知状況と今後の対応

時 期	内 容
平成 27 年 1 月	中小企業支援情報誌「ネットワーク北九州（3,500 部）」の 1 月号に条例概要を掲載
2 月	北九州市ホームページに条例概要を掲載
3 月	条例 P R パンプ（10,000 部）の作成・配布
4 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報媒体（中小企業支援施策ガイドブック [6,000 部]、市政だより等）を活用した市民への周知</li> <li>● 児童・生徒への周知の検討</li> </ul>

### 4 条例の趣旨を踏まえた今後の活動

時 期	活動方針
平成 27 年 4 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ヒアリング・実態調査の実施</b> 中小企業者や中小企業団体を対象にして、現状における課題や期待する支援策などについてアンケート調査やヒアリング調査を実施し、中小企業の実態把握に努める。</li> <li>● <b>関係機関等との協議</b> 地域ぐるみでの中小企業振興を推進するために、市関係部課（産業経済局、契約室、教育委員会等）及び中小企業支援機関等との協議を行う。</li> </ul>
7 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>意見交換の場の設定</b> 条例に関わる方々の意見を施策に反映するために、実態調査の結果等を踏まえ、中小企業団体や関係機関との意見交換の場を設けるよう努める。</li> <li>● <b>関係機関との連携による事業実施</b> 中小企業支援事業の実施にあたって、北九州商工会議所などの中小企業支援機関等と効果的な連携を行う。</li> <li>● <b>支援策の拡充</b> 市内中小企業者・小規模事業者の振興に資する支援策の拡充を図る。</li> <li>● <b>実施状況等の報告、公表</b> 議会や市民等へ施策の実施状況等を報告・公表するとともに、市民等に対して中小企業の果たす役割の理解を求める。</li> </ul>